

## 1. キャリア形成プログラムの内容

### (1) 目的

この要項は、医学部卒業生がそれぞれのキャリア形成において適切な時期に適切な内容の職務に従事することにより、**滞りなく修学資金返還免除となるとともに医師としてのライフプラン実現**を支援することを目的とする。

### (2) 定義

この要項においてキャリア形成プログラムとは、産業医科大学医学部卒業生個々人が、診療科等が作成する「診療科・講座・研究室別プログラム」\*1（以下「**診療科別プログラム**」という。）を参考に「**キャリアプラン**」\*2を作成し、大学・診療科とともに卒業後のキャリアをともに遂行する制度をいう。

\*1 診療科別プログラムとは、各診療科が作成する卒業生の能力開発を目的として、**臨床研修以降のキャリア形成の見通しをまとめたもの**をいう。

\*2 キャリアプランとは、各診療科別プログラムの内容に沿い、卒業生自らの希望を盛り込んだ**修学資金返還免除までの個々の計画書**をいう。

### (3) 対象者

キャリア形成プログラムは、令和4年度以降の入学者を対象とする。

### (4) 対象期間

キャリア形成プログラムの**対象期間**は、**修学資金返還免除猶予期間**とする。

## 2. プログラムの適用

### (1) 契約の締結

入学生は、キャリア形成プログラムに参加するための**入学時契約を締結しなければならない**。さらに、卒業前（6年次）に入学時契約に基づき、**キャリア形成プログラム契約を締結**する。これに対し、大学は、卒業生が立案するキャリアプランに基づき、キャリア形成プログラムの遂行を支援する。

### (2) キャリアプランの作成

卒業生は、契約後卒業前までに志望する診療科等が作成した診療科別プログラムを十分理解した上、自らの希望も盛り込み修学資金返還免除までの勤務先等を記したキャリアプラン兼報告書を診療科別プログラム管理者（以下「**所属長**」という。）とともに作成し、大学に提出する。

### (3) 内容の確認（卒業直前）

卒業生及び所属長は、キャリアプランにおける就業先が修学資金返還免除対象職務であることや効率的に志望を叶える計画になっているかを十分確認する。

### (4) 進捗状況の確認（卒業後）

卒業生及び所属長は、年1回以上、面談を行う等、キャリアプランを基に検討及び調整した上、次年度以降の**キャリアプラン兼報告書**を作成し、大学に毎年1月末までに提出する。

### (5) 相談窓口

キャリア形成プログラムに関する相談窓口をキャリア支援課に設置する。

## ☆ ポイント ☆

**① 滞りなく修学資金返還免除に至り、かつ医師としてのライフプラン実現に至ることを目的にしていること。**

**② 「診療科別プログラム」によって、各診療科におけるキャリア形成の見通しを立てていくこと。**

**③ 「キャリアプラン兼報告書」を本人、講座等、進路指導部で相互共有すること。**

**④ 入学時の「入学時契約」とおよび、卒業前（6年次）の契約が必要であること。**

# 産業医科大学キャリア形成プログラムのイメージ図

## 進路体系



入学時契約締結  
(令和4年度入学者から)

在学時契約締結  
(令和3年度以前の入学者)

コース選択  
卒業後のプログラム適用に同意・契約書締結

キャリアプランの作成



### 返還免除対象職務

- ① 産業医
- ② 産業医科大学の教員
- ③ 産業医科大学病院の医師
- ④ 労災病院の医師
- ⑤ 厚生労働行政機関の職員
- ⑥ その他修学資金貸与規則に定める職務

返還免除対象職務(4年間)

返還免除  
(義務終了)

返還免除対象職務(4年間)

返還免除  
(義務終了)

返還免除対象職務(5年間)

返還免除  
(義務終了)

返還免除対象職務(5年間)

返還免除  
(義務終了)

キャリア形成プログラムの対象期間(9~11年間)

年1回キャリアプラン兼報告書の作成・提出  
~以降、毎年提出

修学資金返還免除後の職務について

生涯にわたり産業医等として活躍することを期待していますが、本科教員・本学病院の医師や労災病院の医師等はもとより、一般病院の医師・開業医等の臨床医として職務に就くことができます。